

平成17年第2回
美唄市議会臨時会会議録
平成17年5月18日(水曜日)
午前10時02分 開会

計補正予算(第4号))
第18 承認第10号 専決処分の承認を求め
る件(平成16年度美唄市土地区画
整理事業会計補正予算(第2号))

◎議事日程

- 第1 議長辞職の件
- 第2 議長選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期決定の件
- 第5 諸般報告
- 第6 議長報告
- 第7 議会運営委員会委員選任の件
- 第8 常任委員会委員選任の件
- 第9 桂沢水道企業団議会議員選挙
- 第10 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙
- 第11 空知教育研修センター組合議会議員選挙
- 第12 美唄市農業委員会委員推薦の件
- 第13 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市恩給条例の一部を改正
する条例)
- 第14 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市税条例の一部を改正す
る条例)
- 第15 承認第7号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市介護サービス事業条例
の一部を改正する条例)
- 第16 承認第8号 専決処分の承認を求め
る件(平成16年度美唄市一般会計
補正予算(第7号))
- 第17 承認第9号 専決処分の承認を求め
る件(平成16年度美唄市下水道会

◎出席議員(21名)

議長	岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	莊 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎欠席議員(1名)

6 番	福 庄 計 夫 君
-----	-----------

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
助 役	佐 藤 昭 雄 君

総務部長 板東知文君
市民部長 三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰君
建設部長 藤井雄一君
水道部長 加藤誠君
総務部総務課長 市川厚記君
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時02分 開会

●副議長吉田 栄君 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第2回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●副議長吉田 栄君 これより本日の会議を開きます。

●副議長吉田 栄君 これより日程の第1、議長辞職の件を議題といたします。

議長中西勇夫君から議長の辞職願が提出されております。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

●事務局長谷津敬一君 辞職願。

今般都合により議長職を辞職したいから、許可されるよう願います。

平成17年5月18日。美唄市議会議長中西勇夫。

美唄市議会副議長様。

以上で朗読を終わります。

●副議長吉田 栄君 お諮りいたします。

中西勇夫君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、中西勇夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

この場合、議長を退任されました中西勇夫君より議長退任のごあいさつがあります。

中西勇夫君。

●21番中西勇夫君（登壇） 議長退任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

平成15年5月の臨時会で議員各位の温かいご支援によりご推挙をいただき、市議会議長の栄職につかせていただきました。この間、明るい市政の確立と円滑な市議会の運営にひたすら精進してまいったつもりではありますが、何分にも浅学非才、皆さん方のご期待に十分沿い得なかったことをまことに申しわけなく存じております。

幸いにいたしまして、先輩議員、同僚議員から格別のご支援、ご協力をいただき、また市長をはじめ理事者各位から手厚いご援助とご指導を賜りました。おかげをもちまして、本日まで大過なくその職責を果たし得ましたことにつきまして、心から厚くお礼申し上げます。次第でございます。

今後とも皆様方とともに市民の負託にこたえ、市政の発展と市民福祉の向上のため努力してまいりたいと存じておりますので、変わらざる友情を賜りますようお願いを申し上げ、退任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

●副議長吉田 栄君 次に日程の第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第18条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に長岡正勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました長岡正勝君を議長の当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長岡正勝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました長岡正勝君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この場合、議長に当選されました長岡正勝君より議長就任のごあいさつがあります。

●議長長岡正勝君（登壇） このたび不肖私、議員の皆様方のご推挙により、議長の要職につくことになりましたことはまことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝いたしますとともに、この重責を痛感している次第であります。

私は、もとより浅学非才であります。市政の推進と議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力いたす所存であります。

何とぞ議員、理事者各位の特段のご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単粗辞であります。就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

●副議長吉田 栄君 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程の第3、会議録署名議員を指名いたします。

8番 谷内八重子君

9番 長谷川吉春君

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。
諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第6、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。
議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第7、議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長谷津敬一君 議会運営委員会委員につきまして朗読いたします。

議会運営委員会委員には、

土井敏興議員、長谷川吉春議員、
川本政芳議員、内馬場克康議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
荘司光雄議員

の以上7名であります。

朗読を終わります。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を
議会運営委員に選任することに決定いたしま
した。

●議長長岡正勝君 次に日程の第8、常任委員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会
条例第8条第1項の規定により、議長の指名
案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長谷津敬一君 各常任委員会委員に
つきまして朗読いたします。

総務委員会委員には、

小関勝教議員、長谷川吉春議員、
古関充康議員、谷村孝一議員、
内馬場克康議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員

の以上7名であります。

次に、民生委員会委員には、

吉岡文子議員、広島雄偉議員、
五十嵐聡議員、土井敏興議員、
谷内八重子議員、矢部正義議員、
林国夫議員

の以上7名であります。

次に、経済建設委員会委員には、

白木優志議員、福庄計夫議員、
米田良克議員、川本政芳議員、
吉田栄副議長、荘司光雄議員、
中西勇夫議員、長岡正勝議長

の以上８名であります。

朗読を終わります。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおりそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

この場合、お諮りいたします。

地方自治法第109条第２項の規定により、議員は１個の常任委員となるものとされていゝますが、議長は本会議における議事整理者としての職責にかんがみ、この際常任委員を辞退いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員を辞退することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１０時１６分 休憩

午前１１時０８分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会及び各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告いたします。

まず、議会運営委員会の委員長に内馬場克康君、副委員長に川本政芳君。

次に、常任委員会でありゝますが、総務委員会の委員長に谷村孝一君、副委員長に長谷川吉春君。民生委員会の委員長に矢部正義君、副委員長に林 国夫君。経済建設委員会の委員長に米田良克君、副委員長に川本政芳君がそれぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第９、桂沢水道企業団議会議員選挙を行います。

本件は、さきに辞任いたしました中西勇夫君の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本企業団議会議員の数を１人とし、その選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

桂沢水道企業団議会議員に林 国夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました林

国夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林 国夫君が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました林 国夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第10、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙を行います。

本件は、さきに辞任いたしました中西勇夫君の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に長岡正勝を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました長岡正勝を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長岡正勝が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第11、空知教育研修センター組合議会議員選挙を行います。

本件は、さきに辞任いたしました五十嵐聡君の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育研修センター組合議会議員に小関勝教君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小関勝教君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小関勝教君が空知教育研修センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小関勝教君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第12、美唄市農業委員会委員推薦の件を議題といたします。

本件は、さきに辞任いたしました内馬場克康君の補充として本委員会委員1人を推薦するものであります。

お諮りいたします。

推薦の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美唄市農業委員会委員に谷村孝一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました谷村孝一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷村孝一君を美唄市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第13、承認第5号専決処分の承認を求める件ないし日程の第18、承認第10号専決処分の承認を求める件の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第5号美唄市恩給条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市恩給条例の一部を改正する条例は、恩給法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正をしたもので、

改正内容について申し上げますと、恩給権者が死亡した場合における未払い恩給の請求について、未払い恩給を受ける権利を有する相続人等の同順位者が2人以上あるときは、そのうち1人がした請求は全員のためその全額について手続きをしたものとみなすこととしたものであります。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第6号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月25日に地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成17年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、個人市民税、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税について必要な改正をしたものであります。

改正内容について申し上げますと、個人市民税では年齢65歳以上の者が合計所得125万円以下の場合の非課税条件を廃止、肉用牛の売却に係る課税の特例期間の延長、土地の譲渡所得に係る課税の特例の読みかえ規定の削除、特定管理株式が価値を失った場合の譲渡所得の課税の特例の新設及び株式譲渡所得に係る課税の特例期間の延長、固定資産税では被災住宅用地等に対する課税の特例を、特別土地保有税及び都市計画税では地方税法等引用条項等の改正、規定の整備をしたもので、付則

において施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第7号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号美唄市介護サービス事業条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市介護サービス事業条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行法の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法の施行の日前に恵祥園に入所している旧措置入所者に対し講じてきた利用者負担の軽減措置について、当該措置の期間を5年間延長したほか、必要な改正をしたものであります。

次は、承認第8号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第7号）について、去る3月31日付で起債の許可決定通知があったため、同日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次は、承認第9号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号平成16年度美唄市下水道会計補正予算（第4号）について、去る3月31日付で起債の許可決定通知があったため、同日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次は、承認第10号専決処分の承認を求める

件であります。

本件は、専決第4号平成16年度美唄市土地区画整理事業会計補正予算（第2号）について、去る3月31日付で起債の許可決定通知があったため、同日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより承認第5号ないし承認第10号の以上6件について、一括質疑を行います。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 ただいま専決処分の承認を求める件、6件一括して上程をされ、提案理由の説明がありました。私は、そのうち承認第6号美唄市税条例の一部を改正する条例に関して2点と、これは質疑でございますが、この専決処分のあり方についてのご要望を1点、ひとつ発言をさせていただきたいと思えます。

質疑の第1点目は、このたびの専決に伴う市税条例が改正をされたわけでございますが、これによります税負担の市民への影響と、それから市のいわば市税の増収というのがどのようになるのか、この条例改正に伴って年度ごとにその具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思えます。

この議論は、すでに議会運営委員会で事前にその内容についてはお知らせをいただいておりますけれども、やはり市民の暮らしにかかわる影響という部分がございしますので、ひとつお知らせをいただきたいと思うんであります。

この税の改正については、市税だけではなくて、

国税もさまざまな、特に老人に対する課税の強化というのが平成16年以降出されているわけございまして、この老年者の控除の廃止等、これ所得税の部分をとらまえても50万円の控除の廃止で10%の税率というふうになりますと5万円の新たな税負担が伴うと、こういう状況もありますし、配偶者控除の廃止とか、それから定率減税の廃止、縮小、これらもすでに所得税法の改正がなされておりまして、これらは自治体がそのことについて、首長としてこの問題についてかかわるすべはないわけございしますが、その税を負担する市民の立場からしますと、まさに弱者への課税の強化ということが具体的に生活の中に浸透してきているという状況があるわけございまして、そんな視点も含めてこの第1点目についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますが、この税に関しまして言えば、この条例の改正条文をなかなか読み込めない、極めて難解な表現でございまして、私ども議員としましてもこの税に対するかなりの勉強をしていなければ、この条文の改正の文言だけで理解をするということがなかなか困難であります。

あわせまして、この議会の場を通じて市民の皆さん方がこのたびの改正によってどんな影響が出たのかと、前段でそれをお聞きしますけれども、そのことがなかなか読み込めない、理解がしがたいというのが現状だろうと思えます。ましてや専決と、そこでの、この場での質疑を通じたものでしか理解がし得ないということがございますから、これは今後の検討課題として、こういった市民の視点、有権者の視点でよりわかりやすい提案の仕方

について、ひとつご検討いただけないかというふうに思うわけなんです。

改正するのは、この条文をこう改正するというので、それで済むわけですが、いままではこうだったという、改正前はこういう内容だったのが改正後はこうなる、そのことによって暮らしに影響はこうなるんですよ、そしてその改正というのは国の地方税法が改正されたことによって、法律が改正されたことによって、いわば自動的に自治体が、言葉は悪いかもしれませんが、事務的に後追いの決めざるを得ない内容なんですよ、こういったことをでき得ることですと、やはり附属資料みたいなものをご用意されて、そしてこの議会の場に資料を提出していただけるような、そういうご配慮をこれからぜひお考えいただけないものだろうかというふうに思うんです。この点について、今後の扱いということですけども、お考えございましたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、これは専決万般に係るご要望でございますが、このことは昨年の第2回定例会の専決承認に係っての質疑でも私申し上げました。くどくどとは申し上げませんが、この専決処分というのは、いわば市長が議会にかわって議会の権限を、根拠がありますけれども、市長の権限に置きかえて処分をするということでありまして、この専決処分が仮に承認がなくても、否決をされても、その法律効果には影響がないと。政治的責任というのは、それは残るかもしれませんが、そのように極めて強大な権限が市長に与えられているということでありまして、この取り扱いについては慎重の上にも慎重を期さなきゃな

らないというふうに思うわけなんです。

今回の専決万般にかかわるこの理由というのは、提案理由にもありましたように第179条、地方税法の、この中にあります議会の招集する暇がないと認めるときと、この条文を使って、そして専決処分をされたというふうに思うんです。確かにこの地方税法の改正につきましても、3月25日に法律が改正をされ、政令が3月31日で4月1日から適用ですという極めて乱暴この上ないそういう国における法改正というのがなされた。自治体として、これを受けて改正をするとすれば、専決しか残される道ないんじゃないかということなんです。

しかし、一方で地方債等の限度額の問題も出されています。大きく限度額が変わった内容での専決もなされています。これは地方債の申請のときに果たして、今日的なこの限度額の変更を予想した申請がなされているのであれば、当然歳入の予算のこれとの整合性も組みながら議論をされているんでしょうか。申請段階で果たしてこの限度額の変更について、議会に対してしっかりと提案をしていくということだって可能ではないでしょうかと、ある意味では。そういうふうに推測をするわけですが、具体的な内容はわかりませんけれども。

そういった意味からしますと、国、道に対して法律なり、道の条例等の改正について、極めて乱暴なこの扱いについてしっかりと物を言う。議会側も物を言わなきゃいけないと思いますけれども、議会の権能を奪うなど、地方自治というのは何だと、こういう姿勢を市長として持つべきだろうと。

あわせて、いま申し上げました地方債の限度額変更の今後の扱いについても、十分議会の議決ということが必要なんだという視点で、事務執行段階から、起債の申請段階から、こういったものをひとつ十分尊重した上で議会に対して向き合うと、このことも大切なのではないかというふうに思うんですが、この辺は昨年6月でもお話をしておりますから、お答えは結構ですが、ぜひひとつご要望として受けとめて、善処方をよろしく願いを申し上げます。

以上、1点目、2点目についてのご答弁をお願いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

初めに、市税条例の主な改正内容と改正による税負担の市民への影響額についてですが、今回の改正の主なものは年齢65歳以上の者で合計所得が125万円以下の者に係る住民税非課税措置の廃止であります。

適用は、平成18年度からであります。その市民税への影響額は平成16年度ベースと比較しますと、均等割では1,377人が課税対象となり、経過措置があることから、平成18年度には1人1,000円、総額137万円の増、平成19年度には1人2,000円、総額275万円の増、平成20年度には1人3,000円、総額413万円の増と見込んでおります。

また、所得割では200人の方が課税対象となり、平成18年度には1人平均1,350円、総額27万円の増、平成19年度には1人平均2,850円、総額57万円の増、平成20年度には1人平均4,250円、総額85万円の増と見込んでおります。

しかし、多くの対象者がこれまで非課税であったことから控除を省略しており、各種控除を行うことにより課税対象人員及び課税額は減少する見込みであります。

なお、年齢65歳以上で年金収入が245万円、合計所得125万円の夫婦2人で年間20万円の社会保険料を負担している世帯をモデルに税負担を申し上げますと、従来は非課税であったものが平成18年度には4,600円、平成19年度には9,200円、平成20年度以降は1万3,800円となります。

次に、わかりやすい提案の仕方についてありますが、ただいまご提案ございましたその趣旨を十分踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号専決処分の承認を求める件ないし承認第10号専決処分の承認を求める件の以上6件は、原案のとおり承認されました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成17年第2回美唄市議会

臨時会は閉会いたします。

午前 11 時 35 分 閉会